補助金申請手続きの流れ

耕地林務課　林務担当

補助金交付申請	申請者→市	令和６年７月１日（月）に申請が始まりますので、次の書類をご提出ください。 ・ ペレットストーブ導入促進事業補助金交付申請書 ・ ペレットストーブの本体価格（税抜き）が記載された見積書の写し ・ ペレットストーブの設置場所の写真（新築等で撮影できない場合は、設置場所の図面）
補助金交付決定通知	市→申請者	申請書を確認し、交付決定通知をお送りします。
設置工事着手から完了	申請者	**必ず、「補助金交付決定通知」受け取った後に、設置工事に着手してください。**
※設置工事完了までに、申請内容に変更があった場合は、「事業変更承認申請書」を提出していただくので、 農林部　耕地林務課　林務担当　までご連絡ください。		
補助金交付実績報告	申請者→市	設置工事完了後に次の書類を市へご提出ください。（提出は令和７年２月14日までにお願いします。） ・ ペレットストーブ導入促進事業実績報告書 ・ ペレットストーブ本体（税抜き）が記載された領収書の写し ・ ペレットストーブの設置後の写真（設置前と比較できるもの） ・ ペレット協定書の写し（ペレットの購入先事業所と協定を結んでいただく書類です）
現地確認	市	補助金交付実績報告に基づき、市担当者がペレットストーブの設置状況を確認するため、お宅に伺います。
補助金確定通知	市→申請者	市より「補助金確定通知」と関係書類をお送りします。
補助金請求	申請者→市	補助金交付請求書をご提出ください。（提出令和７年２月28日までにお願いします。）
補助金交付	市	申請者からの請求書（提出済）により指定の口座に補助金を交付します。
ペレット使用量の報告	申請者→市	補助金の交付を受けた翌年度から3年間、市へペレット使用量報告書をご提出ください。 （報告は令和８年度から３年間、４月頃に報告書を市より送付します。）

※ペレット使用量を令和７年度分の使用量から３年間報告してください。報告の際は市から書類を送ります。（領収書等は必要ありませんので、使用した分を報告書に記載してください。）

※補助対象者は自らが居住するための市内の住宅にペレットストーブを設置しようとする者（実績報告時において、設置住宅が対象者の住所として住民票に記録されている者）又は市内に事務所を置く法人で、市税に滞納のないものとします。

※実績報告書と請求書には提出期限がありますので、ご留意ください。（遅れる際には、ご連絡ください。）